

# 令和6年度 三郷市立桜小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

## はじめに

本校では、目指す学校像を「元気が出る桜小学校」とし、三郷市教育行政重点施策の趣旨を受け、三郷の教育 四つの礎「授業改善」「日本一の読書のまち三郷の推進」「家庭教育の充実」「夢への挑戦」を推進して、特色ある教育活動を展開している。

「授業改善」では、授業規律の徹底や話し合いルールの指導を行い、児童が落ち着いて学習に取り組むことができている。

「日本一の読書のまち三郷の推進」を通して、司書と連携して学校図書館を積極的に活用し、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、豊かな児童の育成に努めている。

「家庭教育の充実」を図り、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者の役割について啓発を行っている。

「夢への挑戦」として、学級活動を中心に未来への肯定的な展望と意欲がわくような授業づくりをし、児童の幸福追求を支えている。

本校において、いじめの防止、早期発見、早期対応が計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## 1. いじめの未然防止

すべての児童生徒を対象に、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、道徳の授業をはじめ全教育活動をとおして、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること等について、学ぶ機会を設定する。

### (1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・ 教育活動全体を通じ、「人の悪口を言わない」「人の嫌がることをしない」ことを徹底し、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 授業参観や学校公開日を通じ、全担任が必ず1回以上道徳授業を公開する。また、道徳教育推進教師が、計画的に各学級に出向き、道徳授業を行う。

### (2) 豊かな体験活動の充実

- ・ 学校行事や児童会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- ・ 特別支援学級との交流授業を通して、思いやりや助け合いの意識を培う。
- ・ 福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

### (3) 児童会主体の取組

- ・ 代表委員会の計画により、定期的に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。
- ・ 近隣の中学校と連携し、「小中合同あいさつ運動」を実施する。

### (4) 意識の啓発

- ・ 11月を人権教育月間とし、生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- ・ 代表委員会が主体となり、学級ごと及び児童一人一人が「いじめ撲滅宣言」を行い、いじめを許さない意識の向上に努める。
- ・ いじめの傍観者がいじめを深刻化させていることを学年の実態に応じて指導をし、いじめられている側を絶対に守るという姿勢を学級へ浸透させ、いじめの仲裁者や相談者を育成する。

## 2. 早期発見のための対策

学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。また、いじめ早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

### (1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・ 教職員は、児童生徒に積極的に言葉がけをして、児童生徒とのコミュニケーションを図り、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・ 休み時間や昼休み等は児童とともに活動し、「子どものいる所には、必ず先生がいる」ことを徹底する。

### (2) 教育相談の実施体制

- ・ 児童生徒及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童生徒の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
  - ① いじめ相談窓口(教頭及び教育相談主任)
  - ② 第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携
  - ③ さわやか相談員、スクールカウンセラーの活用
  - ④ 授業参観日や懇談会を通じた保護者との連携
  - ⑤ 教育相談日の設定
  - ⑥ 学校応援団、学校支援者との情報交換、協議
- ・ 「学校生活アンケート」を行い、必要に応じて教育相談を実施する。

### (3) 校内研修の実施

- ・ 児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、問題に効果的に対処できるようにするために、教職員、児童生徒、保護者を対象とした情報モラル研修会を実施する。
- ・ ネットアドバイザーを招き、情報セキュリティ講演会を行う。
- ・ ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

### 3. いじめの対応

教員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、直ちに組織的に対応する。その際、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

#### (1) 適切な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの児童生徒から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、明確で公正な事実確認に努めるため、複数の教員が立ち会う。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する例えば、いじめられていても本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

#### (2) 組織的な対応

- ・ いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・ いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

#### (3) 児童への指導、支援

- ・ いじめられた児童の保護、ニーズの確認、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対して、相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識をもたせる。

#### (4) 保護者との連携

- ・ いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童生徒の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・ インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。
- ・ 必要に応じて関係機関への報告・相談を行う。
- ・ 必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関(吉川警察署、草加児童相談所等)との連携を行う。

#### 4. 校内組織

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3カ月間止んでいること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(面談等で確認)

##### (1) 「生徒指導・校内支援委員会(いじめ対策部)」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導・校内支援委員会(いじめ対策部)」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭

※事案発生時には関係学年主任及び教諭

〈活 動〉

- ① 早期発見に関すること。(教育相談等)
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。

〈開 催〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

##### (2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 生徒指導部員

教育相談主任 学年主任 担任

「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ③ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童生徒の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ④ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。